第二十五条の十三の八第二十項の表第二十五条の十三第三十二項の項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十七項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同表第二十五条の十三第三十三項の項中「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第三十四項」に改め、同表第二十五条の十三第三十四項の項中「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第三十五項」に改め、同表第二十五条の十三第三十七項の項中「第二十五条の十三第三十七項」を「第二十五条の十三第三十八項」に改め、同表第二十五条の十三第三十九項の項中「第二十五条の十三第三十九項」を「第二十五条の十三第四十項」に改め、同表第二十五条の十三第四十一項の項中「第二十五条の十三第四十一項」を「第二十五条の十三第四十二項」に改め、同表第二十五条の十三の六第六項の項中「第二十五条の十三第三十六項」を「第二十五条の十三第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三の六第六項の項を次のように改める。

第二十五条の十三の六第六項	通知書、依頼書及び書類（第二十五条の十三第十七項第二号に規定する書類を除く。以下この項において同じ。）	依頼書及び書類
	通知書、依頼書又は	依頼書又は

第二十五条の十三の八第二十一項中「第三十二項から第三十四項まで、第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」を「第三十三項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」に改め、同条第二十六項中「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第三十四項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第三十五項」に改める。

第二十五条の十四第十項第一号中「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同項第三号中「同条第二十三項」を「同項第三十号中「ものを」とあるのは「もの並びに法第三十七条の十四の三第六項第一号に規定する特定合併により取得する同条第一項に規定する外国合併親法人株式、同条第六項第三号に規定する特定分割型分割により取得する同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式、同条第六項第五号に規定する特定株式分配により取得する同条第三項に規定する外国完全子法人株式及び同条第六項第七号に規定する特定株式交換により取得する同条第四項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式を」と、同条第二十三項」に改める。

第二十五条の十四の二第五項第一号中「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同項第三号中「同条第二十三項」を「同項第三十号中「ものを」とあるのは「もの並びに法第三十七条の十四の四第一項に規定する特定非適格合併により取得する特定軽課税外国法人等の株式に該当する同項に規定する外国合併親法人株式、同条第二項に規定する特定非適格分割型分割により取得する特定軽課税外国法人等の株式交換により取得する特定軽課税外国法人等の株式に該当する同項に規定する外国分割承継親法人株式及び同条第三項に規定する特定非適格株式交換完全支配親法人株式を」と、同条第二十三項」に改める。

第二十五条の十七第一項中「公益法人等（以下この条において「財産」という。）の提供を含む」を「贈与又は遺贈をいう」に、「財産を取得する公益法人等」を「同項後段に規定する財産（以下この条において「財産」という。）を取得する同項後段に規定する公益法人等（以下この条において「公益法人等」という。）」に改め、同条第三項第二号中「公益を目的とする事業」を「法第四十条第一項後段に規定する公益目的事業」に改め、同条第五項中「対するもの」の下に「（法第四十条第一項第二号に規定する公益信託の信託財産とするためのものを除く。）」を加え、同条第六項中「により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる」を「が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる要件の全てを満たす公益法人等に対するものであること。

イ　その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この号及び次項第一号において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（ロ、次号ハ及び同項第一号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

(1)　当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(2)　当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(4)　当該親族関係を有する役員等及び(1)から(3)までに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員（(i)において「会社役員」という。）又は使用人である者

(i)　当該親族関係を有する役員等が会社役員となつている他の法人

(ii)　当該親族関係を有する役員等及び(1)から(3)までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当する他の法人

ロ　その公益法人等に財産の贈与若しくは遺贈をする者、その公益法人等の役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

ハ　その寄附行為、定款又は規則において、その公益法人等が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

ニ　その公益法人等につき公益に反する事実がないこと。

ホ　その公益法人等が当該贈与又は遺贈により株式の取得をした場合には、当該取得により当該公益法人等の有することとなる当該株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の二分の一を超えることとならないこと。

二　法第四十条第一項第二号に規定する公益信託（以下この条において「公益信託」という。）の信託財産とするためのものである場合　次に掲げる要件（その公益信託の受託者（その公益信託の受託者が二以上ある場合には、その公益信託の全ての受託者）が同項第一号に掲げる者（前号イに掲げる要件を満たすものに限る。）その他の財務省令で定める者である場合には、ロに掲げる要件を除く。）の全てを満たす公益信託の信託財産とするためのものであること。

イ　その公益信託が、その信託行為の定めるところにより適正に運営されるものであること。

ロ　その公益信託の信託行為において、運営委員会その他これに準ずるもの（当該信託行為において、その公益信託の目的に関し学識経験を有する者から構成される旨の定めがあることその他の公益信託の適正な運営に資するものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。）を置く旨の定めがあること。

ハ　その公益信託の信託財産とするために財産の贈与若しくは遺贈をする者、その公益信託の受託者若しくは公益信託に関する法律第四条第二項第二号に規定する信託管理人（当該受託者又は信託管理人が法人である場合には、その同法第九条第二号に規定する理事等を含む。）又はこれらの者（個人に限る。）の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、報酬の支払その他信託財産の運用及び公益信託の運営に関して特別の利益を与えないこと。

ニ　その公益信託の信託行為において、その公益信託が終了した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

ホ　その公益信託につき公益に反する事実がないこと。

ヘ　当該贈与又は遺贈により株式がその公益信託の信託財産とされた場合には、当該株式を当該信託財産として受け入れたことにより当該公益信託の受託者（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、いずれかの受託者）の有することとなる当該株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の二分の一を超えることとならないこと。